

# 青森県報

第六百十二号

令和五年  
五月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一

### 公 告

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……一

○右 同……………( 同 ) ……二

### 選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び  
保護施設の長が不在者投書管理者となるべき病院、老人ホー

ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……二

### 公営企業

○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(総務課) ……三

## 告

## 示

### 青森県告示第三百五十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、令和五年五月二十日から施行する。

令和五年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 第二号の表中

津軽みらい農業協同組合新屋支店 平川市尾崎稲元

津軽みらい農業協同組合平賀東支店 平川市小和森中松岡

津軽みらい農業協同組合竹館支店 平川市唐竹苮原

津軽みらい農業協同組合葛川支店 平川市葛川大川添

を

に改め、

を削る。

## 公

## 告

### 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、名川頭首工地区の県営土地改良事業(農薬用河川工作物応急対策事業)計画を定めただの、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年五月二十二日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、後沢下流地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年五月二十二日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一の表中

医療法人於本病院

〃 大字大工町一〇

を

医療法人弘仁会於本病院

〃 大字大工町一〇

に、

二の表中

特別養護老人ホームいこいの里

〃 脇野沢渡向七三の一

を

特別養護老人ホームいこいの里

〃 脇野沢渡向七三の一

に改める。

サービス付き高齢者向け住宅シルバークリアむつ

〃 金曲一丁目一の一六

サービス付き高齢者向け住宅シニアマンションむつA

〃 横迎町二丁目一四の二三

サービス付き高齢者向け住宅シニアマンションむつB

〃 横迎町二丁目一四の二七

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年五月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第十九号中「七月から九月」を「六月から十月」に改め、「（管理者が特に認める職員にあつては、一の年の六月から十月までの期間内）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭